

# 堅田川漁業協同組合内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則

## (目的)

第1条 この規則は、堅田川漁業協同組合が免許を受けた内共第5号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、えのは、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

## (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請して承認を受けなければならない。

- 2 前項の指定による申請は、手釣・竿釣・やす・はぐ・たもあみ・あゆかけ（チョンガケ）かごづけ・筒づけ・つけばりによる遊漁の場合には口頭で申請しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣・竿釣・やす・はぐ・たもあみ・あゆかけ（チョンガケ）・かごづけ・筒づけ・つけばりによる遊漁の場合には第1条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条の遊漁料を組合に納付しなければならない。

## (漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

(ア) 漁具・漁法	イ 規 模
やす	漁船を使用しないもの
竿釣	3月・4月・5月は毛針を使用しないもの
かごづけ	かごの数は1人10個以内

## (遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間中でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ	6月1日から12月31日まで
うなぎ	5月1日から12月31日まで
えのは	3月1日から9月30日まで
もくずがに	8月1日から11月30日まで

## (禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内において、イ欄に掲げる魚種は、それぞれウ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

(ア) 区 域	(イ) 魚種	(ウ) 期 間
佐伯市大字長良字市谷の谷口右岸護岸角から33度30分の線から上流堅田橋上流端の間	あゆ	9月1日から11月30日まで
佐伯市大字長良字市谷の谷口右岸護岸角から33度30分の線と下流同市大字長良字柏江岩の鼻から33度30分の線との間の区域	全魚種	1月1日から12月31日まで

2 遊漁者は、建切網、建干網、建網、刺網の操業場所の網から上下流100m以内で遊漁してはならない。

(全長の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

(ア) 魚 種	(イ) 全 長
あゆ	15センチメートル以下のもの
うなぎ	25センチメートル以下のもの
えのは	15センチメートル以下のもの
もくずがに	甲幅6センチメートル以下のもの

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 ア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具及び漁法でなければならず、ウ欄に掲げる遊漁料を支払わなければならない。ただし、遊漁者が未就学の幼児、又は小学校、中学校生徒のときは無料、高校生、肢体不自由者のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但し書きに規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 遊漁料
あゆ	手釣・竿釣(友釣を含む)	1日 1,000円 1年 5,000円
	あゆかけ	1日 500円 1年 3,000円
もくずがに	かごづけ	1個 600円
うなぎ、えのは	筒づけ・つけばり・手釣・竿釣	1日 500円
	やす・はぐ・たもあみ	1年 2,000円

2 遊漁料の納付は、組合事務所又は下記に定める遊漁券取扱所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁券取扱所)

遊漁券取扱所	住 所	連 絡 先
1 青山自動車	佐伯市青山大通5763	0972-26-1034
2 伊井野市郎	佐伯市青山山口58-1	0972-26-1136
3 染矢石油	佐伯市堅田府坂1469	0972-22-2779
4 野々下商会	佐伯市堅田泥谷6031	0972-22-2697
5 寺嶋酒店	佐伯市長谷9139	0972-22-6853

6 津田商店	佐伯市木立6511-6	0972-29-2538
7 堅田川漁業協同組合	佐伯市大字木立6987番地	090-7473-5787

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。

堅田川堅田橋から下流、柏江橋に至る区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(附 則)

この規則は令和6年1月1日から施行する。

## 別紙様式

## 様式1 遊漁承認証 (表)

(裏)

No. 遊漁承認証 下記の通り遊漁を承認します		<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この遊漁証は出漁時必ず携行すること。</li> <li>この遊漁証は他人に貸与してはならない。</li> <li>遊漁者は監視員の指示に従い、遊漁証提示を求められた時は、拒んではならない。</li> <li>遊漁者相互は距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。</li> <li>建切網の操業場所の網から上下100m以内で遊漁してはならない。</li> <li>建干網、建網、刺網の操業場所から上下100m以内で遊漁しないこと。</li> <li>手釣、竿釣以外は漁船を使用しないこと。</li> <li>禁止事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ、火光を利用して行う漁法</li> <li>ロ、3.4.5月は、毛針を使用しないこと。</li> <li>ハ、あゆの遊漁禁止区域及び期間 佐伯市大字長良字市谷の谷口右岸護岸角から339度30分の線から上流堅田橋上流端の間 9月1日から11月30日</li> </ul> </li> </ol>
遊漁者	住所	
	氏名	
承認期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
魚種		
漁具漁法		
遊漁料		
発行者	堅田川漁業協同組合 ㊟	

## 様式2 漁場監視員証 (表)

(裏)

No. 漁場監視員証 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。 住所 氏名 (才) 有効期限 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 令和 年 月 日 発行者 堅田川漁業協同組合 代表理事組合長 ㊟		<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>漁場監視員は監視証を携帯しなければならない。</li> <li>遊漁者に対し遊漁承認証の提示を要求することができる。</li> <li>遊漁者に対し遊漁規則に関する指示を行うことができる。</li> <li>遊漁承認証を携帯せずに遊漁する者から規定遊漁料を徴収することができる。</li> <li>法令又は規則に反する悪質な違反の事実を発見したときは、取締機関、又は組合に報告するものとする。</li> </ol>
---	--	--